

登録有形文化財（建造物）の登録について

登録有形文化財(建造物)の登録について

教育文化課

国の文化審議会(会長 馬^ま渕^{ぶち} 明^{あき}子^こ)は、平成28年7月15日(金)に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに204件の建造物を登録するよう文部科学大臣に答申されましたが、この中に本県の小松島市の「地藏寺寶珠院主屋(じぞうじほうじゅいんしゅおく)」ほか19件が含まれています。

- 地藏寺寶珠院主屋ほか7件
- 内田家住宅主屋ほか1件
- 住吉家住宅主屋
- 亀長家住宅主屋ほか1件
- 宮本家住宅主屋
- 佐藤家住宅主屋
- 藤田家住宅主屋ほか4件

全 国	新規登録	累 計
登 録 数	204件	10,884件
関係市町村	53市町村(区)	872市町村(区)
関係都道府県	29都道府県	47都道府県

本県関係(詳しくは別添資料参照)

徳 島 県	新規登録	累 計
登 録 数	20件(7箇所)	144件(54箇所)
関係市町村	2市1町	7市10町

○地蔵寺寶珠院主屋他 7 件

徳島の外港として栄えた小松島市街地に構える専用住宅。現在は寺院の接客施設に活用される。主屋は玄関土間のほかは床上部とした近代和風建築の秀作で、土間の機能を釜屋が担う。離れも良材を用いた上質なものとなる。蔵や便所、門や塀などの附属施設も良好に保存されている。

名 称	地蔵寺寶珠院主屋
所 在 地	徳島県小松島市松島町字松島 1 0 4
年 代	明治 3 7 年
登録基準	二 造形の規範となっているもの
評 価	近代和風建築の秀作



名 称	地蔵寺寶珠院釜屋
所 在 地	徳島県小松島市松島町字松島 1 0 4
年 代	大正期
登録基準	二 造形の規範となっているもの
評 価	土間を別棟にした建物



名 称	地蔵寺寶珠院離れ
所 在 地	徳島県小松島市松島町字松島 1 0 4
年 代	大正期
登録基準	二 造形の規範となっているもの
評 価	上質な離れ客室



名 称	地蔵寺寶珠院蔵
所 在 地	徳島県小松島市松島町字松島 1 0 4
年 代	明治 3 6 年
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
評 価	地域の景観を形成する蔵



名 称	地蔵寺寶珠院便所
所 在 地	徳島県小松島市松島町字松島 1 0 4
年 代	大正期
登録基準	二 造形の規範となっているもの
評 価	小ぶりながら意匠を凝らした便所



名 称	地蔵寺寶珠院表門及び塀
所 在 地	徳島県小松島市松島町字松島 1 0 4
年 代	大正期
登録基準	二 造形の規範となっているもの
評 価	細かな細工を凝らした工作物



名 称	地蔵寺寶珠院中門及び塀
所 在 地	徳島県小松島市松島町字松島 1 0 4
年 代	大正期
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
評 価	敷地の景観を引き締める工作物



名 称	地蔵寺寶珠院西塀
所 在 地	徳島県小松島市松島町字松島 1 0 4
年 代	大正期
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
評 価	地域の景観を形成する工作物



○内田家住宅主屋他 1 件

池田の町並みを構成する町家のひとつ。主屋の正面は重厚な袖うだつや出格子窓を構え、地域の特色をよく備える建物。

名 称	内田家住宅主屋
所 在 地	徳島県三好市池田町サラダ 1 7 3 1 - 1
年 代	明治33年
登録基準	二 造形の規範となっているもの
評 価	地域の特色を備える町屋



名 称	内田家住宅蔵
所 在 地	徳島県三好市池田町サラダ 1 7 3 1 - 1
年 代	明治後期
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
評 価	刻み煙草製造で栄えた往時を伝える蔵



○住吉家住宅主屋

池田の町並みの中では間口の大きな町家。内部意匠にも贅を尽くした建物。

名 称	住吉家住宅主屋
所 在 地	徳島県三好市池田町マチ 2 2 2 3
年 代	明治中期
登録基準	二 造形の規範となっているもの
評 価	意匠凝らしと贅を尽くした町屋



○亀長家住宅主屋他 1 件

池田の町並みを構成する町家。主屋は袖うだつを構える外観や、豪壮な根太天井など意匠を凝らした建物。

名 称	亀長家住宅主屋
所 在 地	徳島県三好市池田町マチ 2 2 6 6 - 2 他
年 代	明治40年
登録基準	二 造形の規範となっているもの
評 価	内外とも意匠を凝らした大型町屋



名 称	亀長家住宅蔵
所 在 地	徳島県三好市池田町マチ 2 2 6 6 - 2 他
年 代	明治後期
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
評 価	煙草産業繁栄と物資の集積を今に伝える蔵



○宮本家住宅主屋

池田の町家, 伝統的な袖うだつを備え, 一部に洋風意匠も取り入れる建物。

名 称	宮本家住宅主屋
所 在 地	徳島県三好市池田町マチ 2 3 3 9 - 1
年 代	明治後期
登録基準	二 造形の規範となっているもの
評 価	伝統工法に西洋技法を取り入れた町屋



○佐藤家住宅

本瓦葺の池田の町家、なまこ壁や一二階の袖うだつなど、池田の町屋の中では特色ある外観の建物。

名 称	佐藤家住宅主屋
所 在 地	徳島県三好市池田町マチ2343
年 代	明治29年
登録基準	二 造形の規範となっているもの
評 価	海鼠壁を有する特徴的な町屋



○藤田家住宅主屋他4件

吉野川河口域の三角州に建つ農家。主屋は本瓦葺の切妻屋根を架ける。農機具等を取める納屋などの附属建物もよく残るほか、蔵では基礎石を高く積んで床面を上げ、洪水（こうずい）に備えるなど、当地における近代の農家の好例で、農村としての地域景観を今に伝える農家の屋敷。

名 称	藤田家住宅主屋
所 在 地	徳島県板野郡北島町新喜来字南古田57
年 代	昭和2年頃
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
評 価	近代における農家建築の好例



名 称	藤田家住宅裏納屋兼離れ
所 在 地	徳島県板野郡北島町新喜来字南古田57
年 代	大正12年頃
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
評 価	内外ともに意匠を凝らした建物



名 称	藤田家住宅納屋
所 在 地	徳島県板野郡北島町新喜来字南古田57
年 代	大正後期
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
評 価	登梁と水平梁を用いた納屋



名 称	藤田家住宅蔵
所 在 地	徳島県板野郡北島町新喜来字南古田57
年 代	明治28年
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
評 価	石積上に築き洪水対策機能をもたせた土蔵



名 称	藤田家住宅長屋門及び塀
所 在 地	徳島県板野郡北島町新喜来字南古田57
年 代	明治38年/明治41年・昭和前期増築
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
評 価	素材や構造に変化をもたせた農家の表構



登録の要件

建築から50年経過しているもののうち登録基準のいずれかに該当するもの

- ①国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ②再現することが容易でないもの
- ③造形の規範となっているもの